

事業系ごみの出し方パンフレット

令和3年4月 現在

事業活動によって生じた廃棄物は、
「自らの責任において適正に処理しなければならない。」
 とされています。

流山市クリーンセンターで処理できるものは、
「流山市内で発生した事業系一般廃棄物(下記参照)のみ」
 です。

自らの手で処理ができない事業系一般廃棄物は次の方法により処理して下さい。
 ◎流山市クリーンセンターに自己搬入する。
 ◎市が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ収集を依頼する。
 (処理手数料のほかに別途収集運搬料がかかります)

※少量であっても家庭ごみの集積所へ出せません。
 ※店舗(事業所)等併用住宅は、事業系ごみと家庭ごみとに分けて家庭ごみのみを集積所に出してください。
 ※市は、産業廃棄物は処理しません。

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じる廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物とに区分されます。

事業活動に伴って生じる廃棄物

産業廃棄物(裏面参照)

・法令で定められているもの

事業系一般廃棄物

・産業廃棄物以外のもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(一部抜粋)

(事業者の責務)

第3条 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
 3 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体に施策に協力しなければならない。

流山市一般廃棄物処理実施計画(一部抜粋)

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画 アごみ (イ) 事業系ごみ

事業者は廃棄物処理法及び市が定めたごみ分別に従い、自ら適正に処理をすること。自ら処理することができない場合は、許可業者に委託すること。
 なお、自ら施設へ搬入する場合、搬入者は「事業系ごみの出し方パンフレット」に従い搬入すること。

分別区分	燃やすごみ	粗大ごみ(可燃性)	燃やさないごみ	粗大ごみ(不燃性)	剪定枝等(木の枝や葉・草)
搬入基準	厨芥類、資源にならない紙、布類、木製品など ● 1辺が50cm未満 ● 太さ10cm以下 ※木の枝や葉・草は、森のまちエコセンターへ	燃やすごみのうち次のもの ● 1辺が50cm以上で長さ2m以下 ● 太さ10cm以下 ※袋に入らない木材は束ねる	● 1辺が1m未満 ※ひもやバンドなど長いものは、50cm以下に切断する	燃やさないごみのうち次のもの ● 1辺が1m以上で長さ2m以下 ※梱包材などは1m以下に切断する	● 長さ2m以下 ● 太さ20cm以下 ※葉がついたままでも受入可能 ※バラなどトゲがついたものも受入可能
搬入制限(1排出者当たり)	1日に2,000kgまで	1日に200kgまで	原則として、商店・事務所等から排出される少量のもので、市が処理する家庭系ごみと同質のもの 1週間に100kgまで	1日に200kgまで	樹木以外のもの(針金、ビニール、プラスチック、紙等)
搬入場所	流山市クリーンセンター				森のまちエコセンター
搬入時間	8:30~11:40 13:00~16:15 日曜日及び年末年始を除く				
排出容器	透明又は半透明で中身が確認できる袋(剪定枝・粗大ごみ等はこの限りではありません。)				
手数料	10kgまでごとに300円(税込)				10kgまでごとに300円(税込) (グリーンチェーン認定を受けた事業地からの剪定枝等は無料)

搬入禁止物

- ・産業廃棄物
- ・有害性のある物
- ・危険性のある物
- ・引火性のある物
- ・著しく悪臭を発する物
- ・特別管理一般廃棄物
- ・容積が著しく大きいもの又は重量が著しく重いもの
- ・その他搬入禁止物と認めたもの

- 家電リサイクル法対象の廃家電品
 エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫、衣類乾燥機
 ※処理については裏面参照
- パソコン
 デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン
 ブラウン管(CRT)ディスプレイ、液晶(LCD)ディスプレイ、
 ブラウン管(CRT)ディスプレイ一体型パソコン、
 液晶(LCD)ディスプレイ一体型パソコン
 ※処理については裏面参照

流山市一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	電話	住所
(株)大橋	7158-1600	流山市おおたかの森西 3-744-13
北葉実業(株)	7148-7767	流山市野々下 6-537-1
(有)関商店	7158-6100	流山市おおたかの森西 3-6-9
(有)クリーン・アップ	7150-3115	流山市南流山 8-4-10
(有)関紙業	7197-5351	流山市おおたかの森西 3-6-3
(有)日東サービス	7150-1755	流山市鱈ヶ崎 1309-2
(有)柏清掃	7153-7142	流山市平方 104
安蒜運送(有)	7153-2905	流山市東深井 265
(株)流山清掃事業	7154-7330	流山市平方 110-9

事業系ごみの出し方パンフレット

産業廃棄物

○家電リサイクル法対象の廃家電品（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫、衣類乾燥機）は、次の方法により処理してください。

◎購入店または買い替え店に依頼する（お近くの家電量販店で引取りを行っている場合があります。）
◎郵便局でリサイクル券を購入し、メーカー指定取引所に直接自分で搬入する（事前に家電リサイクル券センターへお問い合わせ下さい。）

指定引き取り場所

名称	住所	電話番号
新柏倉庫(株)	柏市十倉二	04-7128-5001
柏取扱所	164-39	

※自己搬入の際は、必ず事前に引き取り場所に搬入方法などを確認してください。

家電リサイクル券センター
TEL: 0120-319-640
HP: <https://www.rkc.aeha.or.jp>

○パソコン（デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・ブラウン管（CRT）ディスプレイ・液晶（LCD）ディスプレイ・ブラウン管（CRT）ディスプレイ一体型パソコン・液晶（LCD）ディスプレイ一体型パソコン）は、各メーカー受付窓口へ回収を申し込んでください。各メーカー受付窓口・回収手続等については、（一社）パソコン3R推進協会のホームページを参照してください。

一般社団法人パソコン3R推進協会
TEL: 03-5282-7685
HP: <https://www.pc3r.jp>

紙類

○紙類で、資源になるものはリサイクルをお願いします。紙問屋もしくは古紙回収業者、一般廃棄物収集運搬許可業者へお問い合わせしてお出してください。資源にならない紙については燃やすごみで出せません。

小型家電

○小型家電は、小型家電リサイクル法により認定事業者などに排出するよう努めなければならないとされています。小型家電は、幅広い製品が対象です。小型家電リサイクル法もしくは認定事業者については、千葉県のホームページでご確認ください。

クリーンセンター
流山市下花輪191
TEL: 04-7157-7411

森のまちエコセンター
流山市こうのす台1594
TEL: 04-7154-5736

	種類	排出限定業種
あらゆる事業活動に伴うもの	・燃え殻 ・汚泥 ・廃油 ・廃酸 ・廃アルカリ ・廃プラスチック ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず及び陶磁器くず ・鉱さい ・がれき類 ・ばいじん	全ての業種
	紙くず	建設業 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷加工業
特定の事業活動に伴うもの	木くず	建設業 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む） パルプ製造業 輸入木材の卸売業
	繊維くず	建設業 繊維工業（衣類、その他の繊維製品製造業を除く）
	動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業
	動物性固形不要物	と畜場及び食鳥処理場
	家畜のふん尿	畜産農場（自家用を除く）
	家畜の死体	畜産農場（自家用を除く）
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固型化物）		

関係連絡先

内容	お問い合わせ先
産業廃棄物の許可内容に関する事	千葉県環境生活部廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 TEL 043-223-2655
産業廃棄物処理業者の紹介に関する事	千葉県産業資源循環協会 TEL 043-239-9920

パンフレットについてのお問い合わせ先
流山市環境部クリーンセンター

